

平生町告示第87号

令和3年第1回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年2月15日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和3年2月18日
- 2 場 所 平生町議会議事堂
- 3 付議事項
  - (1) 令和2年度平生町一般会計補正予算
  - (2) 工事請負契約の締結について(変更)  
平生町新庁舎整備事業

---

○開会日に応招した議員

中丸 和則君	中村 武央君
中本 敦子さん	松本 武士君
赤松 義生君	河藤 泰明君
岩本ひろ子さん	細田留美子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
村中 仁司君	中川 裕之君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和3年 第1回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和3年2月18日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

令和3年2月18日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第1号 令和2年度平生町一般会計補正予算  
日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結について(変更)  
平生町新庁舎整備事業
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第1号 令和2年度平生町一般会計補正予算  
日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結について(変更)  
平生町新庁舎整備事業
- 

出席議員(12名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君  | 2番 中村 武央君  |
| 3番 中本 敦子さん | 5番 松本 武士君  |
| 6番 赤松 義生君  | 7番 河藤 泰明君  |
| 8番 岩本ひろ子さん | 9番 細田留美子さん |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 村中 仁司君 | 13番 中川 裕之君 |
- 

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	浅本 邦裕君	副町長	……………	高木 哲夫君
教育長	……………	清時 崇文君	会計管理者	……………	田坂 孝友君
総務課長	……………	中尾 和正君	地域振興課長	……………	友田 隆君
町民福祉課長	……………	淵上万理子さん	健康保険課長	……………	川口 龍哉君
産業課長	……………	吉岡 文博君	建設課長	……………	高岡 浩行君
学校教育課長	……………	河島 建君	社会教育課長	……………	三村 直子さん
総務課主幹	……………	横田 佳幸君	総務課財務班長	……………	久保 秀幸君

---

○議長(中川 裕之君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回平生町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長(中川 裕之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、中本敦子議員、松本武士議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長(中川 裕之君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中川 裕之君) 御異議なしと認めます。よって会期は1日と決定いたしました。

---

**日程第3. 諸般の報告**

○議長(中川 裕之君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告並びに本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名の報告は、お手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時02分休憩

午前10時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

日程第4. 議案第1号

日程第5. 議案第2号

○議長（中川 裕之君） 日程第4、議案第1号「令和2年度平生町一般会計補正予算」及び日程第5、議案第2号「工事請負契約の締結について（変更）平生町新庁舎整備事業」を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

新年を迎え、早いもので1か月半が過ぎました。本年も町政への変わらぬ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、昨年は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、多難な一年でしたが、町政全般にわたって御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、御承知のとおり、昨年11月以降の急速な感染拡大を受け、1月7日に11都府県を対象に2月7日までの緊急事態宣言が再発令され、2月2日には、10都府県において期間が3月7日まで延長されたところです。県内においても、クラスターの発生などにより、一時期、感染者数が急増していた状況があった中、本町の感染者は今なお0名であります。町民の皆様の御理解御協力にあらためてお礼申し上げます。

感染予防の決め手となるワクチンの接種につきましては、政府において大枠は決まりつつあるものの、その詳細については、まだ決まっていない状況です。しかしながら、4月からのワクチン接種事業の実施に向けて、事業を円滑に進めていくために、本町では、2月5日にワクチン接種対策チームを設置いたしました。

引き続き状況を見極めながら、必要な手を打っていきたいと考えております。

そうした中、令和3年第1回平生町議会臨時会を開催いたしましたところ、全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に御提案申し上げます議案は、予算1件、事件1件でございます。

それでは、議案第1号「令和2年度平生町一般会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額、7,018万8,000円を追加いたしまして、予算総額は70億2,656

万5,000円となるものであります。

このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策関連経費の計上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源調整、やまぐち米次年度生産応援事業に要する経費の計上、1月の寒波等によります施設補修の計上が主なものであります。

なお、こののちにおきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を「交付金」とさせていただきます。

歳出から申しあげます。

9ページの一般管理費では、文書電子化事業におきまして減額いたすものであります。

情報通信費では、情報通信基盤整備事業について、国から事業者への交付決定により町の負担金額が変更になったことに伴います交付金事業の財源調整を行うものであります。

新たにオンライン用の機器購入に要する経費を追加で計上いたしております。

財産管理費では、交付金を活用した防災情報連携システム改修及び第3庁舎空調設備改修工事の新たな取組みに要する経費を交付金事業の財源調整により計上するほか、財政基金へ積み戻しを行うものであります。

9ページから10ページにかけての地域振興費では、ふるさと平生学生応援事業などの交付金事業の減額を行うものであります。

10ページの地域交流センター運営費では、佐賀地域交流センター尾国分館におきまして、1月の突風により被害を受けました外壁の補修に要する経費を修繕料に計上いたすほか、網戸設置工事請負費などの減額と新たな書架の購入に要する経費を交付金事業の財源調整により計上いたしております。

新庁舎整備事業費では、工事請負費での交付金事業の財源調整と新庁舎整備事業に必要となります電柱移設の補償経費を新たに計上いたしております。

社会福祉総務費では、行旅病人扶助に要する経費を計上いたしております。

11ページの老人福祉総務費では、商品券をお届けする敬老事業における交付金事業の財源調整を行うほか、1月の寒波により被害を受けました老人福祉センターの配水管補修に要する経費を修繕料に計上いたしております。

障害者福祉費では、交付金事業の減額を行うものであります。

高齢者保健対策費では、移送サービス車両の購入費を交付金事業として財源を調整するほか、交付金事業の減額を行うものであります。

12ページの児童福祉総務費から中央児童館運営費につきましては、子育て世帯緊急支援給付金事業を交付金事業として財源調整することが主なものであります。

13ページの保健衛生総務費では、交付金事業の財源調整を行うほか、休日夜間診療機能強化事業に要する経費を職員手当に計上いたしております。

母子衛生費では、交付金事業として新たに備品購入に要する経費を計上するほか、カンガルーノひらお妊婦応援事業が見込みを上回るため、増額補正を行うものであります。

13ページから14ページにかけての予防費では、予防接種システム改修費など新型コロナウイルスワクチン接種対策関連経費を計上いたすほか、交付金事業の財源調整を行うものであります。

14ページの清掃費では、交付金事業の減額を行うほか財源調整を行うものであります。

15ページの農業振興費では、ウンカの発生により被害を受けました米の生産農家に対しまして、山口県と連携した取組みとして次年度の種子代の補助に要する経費を計上いたすものであります。

ひらおハートピアセンター運営費では、1月の寒波により被害を受けましたトイレの補修に要する経費を修繕料に計上いたすほか、交付金事業の減額を行うものであります。

ひらお特産品センター管理費では、交付金事業の財源調整を行うものであります。

商工総務費では、事業再生支援事業など交付金事業の減額を行うものであります。

16ページの商工振興費では、交付金事業の減額を行うものであります。

観光費では、1月の寒波により被害を受けました観光施設の補修に要する経費を計上いたしております。

道路橋梁維持費では、宝くじ交付金額が確定しましたことから単独事業費への充当を行い、財源調整を行うものであります。

17ページの非常備消防費では、畳マットや段ボールベッドの購入に要した交付金事業の減額を行うものであります。

教育費の事務局費では、交付金事業の減額やタブレット端末等国の補助対象事業であります情報機器整備事業の財源調整を行うものであります。

18ページの小学校費学校管理費では、1月の寒波により被害を受けました平生小学校のプール配水管の補修に要する経費を修繕料に計上いたしております。また、特別な支援が必要な児童に対しまして、安全な学校生活を送るうえで環境整備に要する経費を備品購入費に計上いたしております。

さらに、感染症対策として学校教育活動を継続して支援するための補助金を計上いたしております。財源は交付金と国庫補助金です。

小学校費教育振興費では、交付金事業の減額を行うものであります。

小学校費給食費では、交付金事業と国の補助対象事業であります臨時休業対策事業の減額を行うものであります。

19ページの中学校費学校管理費では、小学校費同様に学校教育活動を継続して支援するための補助金を計上いたしております。

中学校費教育振興費では、交付金事業の減額を行うものであります。

中学校費給食費では、交付金事業と国の補助対象事業であります臨時休業対策事業の減額に伴う財源調整を行うものであります。

20ページの幼稚園費では、交付金事業の財源調整を行うものであります。

図書館費では、空調機改修工事請負費を交付金事業として財源調整するほか、交付金事業として図書、書架の購入に要する経費を新たに計上いたしております。

21ページの保健体育施設費では、交付金事業の減額を行うものであります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

6ページの国庫負担金につきましては、新型コロナワクチン接種対策費であります。

国庫補助金につきましては、新型コロナワクチン体制確保に要する特定財源や継続的な学校教育活動の支援に要する特定財源などを計上いたしております。

交付金につきましては、年度内での完了事業費に対しまして充当されるものであり、事業費精算見込みにより既にいただいております交付金の一部を国へ返還することといたし、減額に伴う財源調整といたしまして7ページに示しております財政基金からの繰入金により対応いたすものであります。令和3年度に事業完了となります事業費につきましては、繰越事業となり、改めて令和3年度に国から交付金が配分されることとなります。

7ページの県補助金につきましては、歳出において御説明いたしました休日夜間診療機能強化事業、やまぐち米次年度生産応援事業に伴います特定財源であります。

寄附金は、明治安田生命保険相互会社からお寄せいただきました寄付であり感染症防止対策として予防費に消耗品などを購入する経費を計上いたすものであります。

財政基金からの繰入金は、交付金事業の事業完了年度における財源調整をいたすものであります。

8ページの雑入は行旅病人扶助に要する財源であり、市町村振興宝くじ交付金につきましては、宝くじの売上金が配分されるものでありまして、道路橋梁維持費における単独事業費への財源とするものであります。

なお、22ページから給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第1号「令和2年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号「工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

令和2年第1回平生町議会臨時会、議案第2号で議決をいただいた工事請負契約を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的であります事業名は「平生町新庁舎整備事業」であります。

契約の金額を8億1,290万円から7,205万円を追加して8億8,495万円に、事業期間

の完成期日を令和4年4月28日から令和4年7月29日に変更するものであります。

金額につきましては、先の12月補正予算で債務負担行為の変更で議決をいただいておりますが、その範囲内での契約変更となるもので、別途発注することとなりました議場設備や発電機設備の導入、期間延長に伴う諸経費、その他追加の仕様に応じた金額に契約を変更するものであります。

仮変更契約を2月15日に施工事業者であります鴻池組・ひぐち総業特定建設工事共同企業体と取り交わしており、議会の議決をいただいた後に本契約といたすものであります。

以上をもちまして、予算1件、事件1件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号「令和2年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 補正予算10ページ、新庁舎整備事業、電柱移設補償ですが、この金額は今後交渉によっては減額となる可能性があるんですか。これが一つ、第1点。

それと、その下の民生費、行旅病人の扶助費、これについて内容を、また、取り組みの状況を説明していただきたいと思えます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 電柱の移設でございますが、中電さんと事務方のほうでいろいろやりとりがあったように聞いております。金額につきましては、昨日も中電の方が来られまして、いろいろ検討しましたということで、規定ですので無料というわけにはいきませんということで、大体約半額、70万弱ぐらいでなんとかやりますということでお話されました。私としても、ほんとにいらぬという話だったのにという話はさせていただいたのですが、これは当社の規定になっていますのでこれを変えるわけにはいきませんということで、その話はわかりましたということになりましたが、まだまだ検討できることは検討していきたいと思っております。

行旅病人につきましては、担当課長のほうから詳しく説明させていただきます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 淵上町民福祉課長。

○町民福祉課長（淵上 万理子さん） ただいま御質問のありました扶助費の行旅病人のことについて御説明をさせていただきます。

生活保護受給者で、町内にお住いの独居の方4名がお亡くなりになりまして、皆さんが身元引受人が不在のため、葬祭を執り行う人がいないことから、町が葬祭費用を立て替えまして、後日、県に対して費用の支弁を行い清算するものでございます。県からの支弁につきましては、歳入の諸収入、雑入に計上いたしております。

内容といたしましては、4名のうち3名は町内の自宅でお亡くなりになられまして、柳井警察署管内ですので、柳井警察署からすべて連絡がありまして、町民福祉課の地域福祉班の職員がそれぞれ対応いたしております。

柳井警察署のほうは建て替えられて間もないということで施設が新しいために、遺体を安置する施設等が整っておりますので、連絡等は夜間または休日の時間外に連絡があるということはありません。すべて、休日とかに亡くなられたとしましても、月曜日の朝、平日の役場が開庁している時間帯に連絡がありまして、その後、皆さん生活保護受給者でありますので山口県東部社会福祉事務所のほうに連絡をし、そちらでは親族等の情報を把握しておりますので、連絡をとってもらいましたが、全ての方が生前、長年にわたりかかわりを持っておられず、身元引受人となることを、親族の方がたとえおられたとしても皆さん断られたということで、町のほうで葬祭という一連の事務を執り行いました。

1名の方につきましては、光の宿泊施設でお亡くなりになりまして、実際に申しあげますと、12月5日の土曜日の午後にかんぼの宿光で、大浴場の中で心臓発作の状態で見えられ、病院に搬送されております。午後にもう既に死亡が確認されまして、光でしたので光警察署より連絡がありました。こちらの方は、同じ光市内に実のお兄様がいらっしゃったのですけれども、その方ももう全くかかわりを持っておられなくて縁が切れているということで、身元引受はされない、葬祭を一切執り行わないということで、町のほうで葬祭事務を執り行いました。

土曜日に連絡がありまして、光警察署のほうは施設が古いということで、遺体を安置する場所や施設が整っておりませんので、土曜日の午後から深夜にかけて対応させていただいております。そして、翌日の日曜日に田布施・平生合同斎苑にて火葬のほうを執り行いました。職員が、休日・夜間でございましたけれども、地域福祉班の職員が対応しております。

時間外手当等で対応させていただいておりますが、今後このような身元引受人のいらっしゃらない方とか増えてくるとは思います。いろいろ関係法令等を今一度確認させていただきまして、事務処理方法等についても整理をさせていただきたいと思いますが、こちらの行旅病人の扶助費に説明については以上で終わります。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今の点について、補正予算書を見まして事前に聞き取り調査をいたしました。

それですね、まず、電柱の補償費用ですが、私は電力事業者と行政との関係について、ちょ

っといういろいろ考えてみたんですよ。私、当初、電柱があそこに残っていますから、企業体が処理するものとばかり思っていましたけど、聞いてみましたら電力事業者がやるんだという話でして、それでいろいろ考えたんですが、私は以前、町の財源確保のためにですね、町道や町有地にある電柱に占有料を取ったらどうかという提案をしたことがあるんですよ。その時に、議会での提案ですが、答弁が、占有料を取ると移設の際に有償になるので取らないと。取らなければ無償で移設をしてくれると、そういう答弁であったので、電柱は、私は無償で電力事業者がやるものだと思っていました。ところが、こういうことになって、どうしてこういうことになったのかという具合に思っているんですよ。随分前の話ですから、根拠がそれ以後変わったのかどうかわかりませんが。

それでですね、私は行政と電力事業者との関係が、聞き取り調査のなかで思ったのですが、やっぱりうまくいっていない。これ、うまく、どうかしていく必要があると思うんです。これは以前に思ったことですが、いわゆる地域振興対策には電力事業者と地方公共団体の連携というのは大切なことだと思うんですよ。

特に、私がちょうど議長のときですが、平生港ができて、新光学院のところに大手の鋳造業者の工場進出の話がございました。呉の大きな会社なんですけど、これはいい話だと思ったのですが、中国電力が電力の供給ができないというので、結局、北九州市にとられてしまいました。その原因は何かというと、電力を大変使う事業なのですが、大きな電気炉が周南地区には日新製鋼と日立製作所、それから新日鉄光、ここに大きな電気炉があつて、4つ目を造ると大容量の電気を使いますからハレーション、いわゆる障害が起きてしまうので供給できないというのが理由だったんですよ。そのとき私は、柳井火力があるから直接引いてもどうにかならんじゃないかという話もしましたが、結局北九州市にとられてしまったという経緯があるんですよ。そのとき、やっぱり電力事業者と地方公共団体の関係というのを随分考えたんですよ。

そういう点からも、やっぱりもうちょっと、先ほど経緯も聞きましたが、密な関係が必要なのではないかなと思うんですよ。特に新庁舎の建設については、電力事業者もちょっと協力してもらえないものかなというので、先ほどの質問をしました。

それともう一つ、これは強迫するわけでも何でもないんですけど、周南市役所の改築に調査に行ったという、市役所を建て替えたときに参考に見に行ったという報告を受けておりますけど、あの周南市役所はですね、トクヤマの火力発電設備から直接電気を、専用の送電線を引いて賄っているんですよ。そういうことも含めて見てきてくれればよかったなと思うんですけどね。

そうすると、例えば平生町の場合ですよ、イタリアーノひらおと言いますけど、風も吹く、陽も出ると。風車もあれば、太陽光もあると。じゃあ直接そこからとれば、そりゃあ風が吹かんかったら停電になるという問題もありますけど、今、新電力があつて、いろいろ自由な電力融通がきく時代になっております。そういう点から考えればですね、地中海のように風と太陽で平生町

も地産地消の電気を賄いましょうと、こういう政策もあると思うんですよね。何も電力事業者からいつも売ってくださいというような政策だけじゃなくて…。そういったことも言いたくなるような気分がありますので、もうちょっと電力事業者と——特に、経緯を聞いてみましたら、事務段階で向こうのトラブルが随分あったみたいですが、結局上に真意が伝わっていないのじゃないかと思うんです。

したがって、町長さん、ちょっとそれなりの向こうの人とよく話をして、状況を説明して、やはり無償でやってもらうような要望を、高いレベルでの交渉をしていただきたいと思うんですよ。いろんな選択肢がある社会ですから…。これが一つ。

もう一つ、行旅人についてです。これ、悪い言葉ですけど、ちょっと皆さんも参考にしてほしいんですけど、いわゆる行き倒れなんですよ。行旅人には3つあるんですよ。行旅困窮人、行旅病人、行旅死亡人、この3つあるんですがね。それで、私、この行旅人で思い出すのが、松本清張の「砂の器」という小説、映画化されていますが、当時のらい病、感染症になったお父さんが息子を連れて全国を放浪するんですがね、伝染病を一時期警察が管理していましたから、映画の中にもその親子を巡査が自分のところから追い出すために暴力をふるうとかいうシーンもあります。たまたま島根県の亀嵩の駅の前で親切な巡査が保護をして、当時の伝染病法に基づいて対応するという映画なんですがね、この行旅人を追い出すという発想なんですよ。これは現代でも残っているんですよ。平生町でも残ってるんですよ。

毎年、年度初めに町民福祉課長に行旅人対策というので事前に前渡金で、課長の決裁で500円払えるように仕組みが現在でもあるんですよ。行旅人、いわゆる放浪した困窮した人が来たら、500円払って町外に出てもらおうというのが、その追い払いの仕組みなんですよ。これが残ってるんですよ。今でも預かっていると思います、お金を。実際に執行したことも今までありません。

それともう一つ、行旅病人ですが、これは町が福祉事務所を持っていないですから、多分県に相談をして、福祉事務所が対応すると思うんですが、あと、行旅死亡人。これは放浪した方が町内で亡くなられたら当該の市町村が対応するようになっているでしょう、法律は。いろいろと掲示公告すると手続きがあつたりするんですけど、あくまでも行旅人というのは身元不明の人間なんですよ。今回は生活保護者、町内の生活保護者4名ですよ。ですから、本当を言うと、行旅人にあたるのかどうかということですよ。

それで、何を言いたいかというと、先ほど課長からありましたように、町でやってくれるのはいいですけど、県にもっと事務費を出してもらう必要があると思うんですよ。今回の47万なんぼというのは全部実費なんですよ。見てみましたら、葬儀料、それから火葬料、医者診断書、この3つを合わせた金額なんですよ。先ほど言った深夜手当も時間外手当も全部町の負担です。車のガソリン代も町の負担です。だから、町でやらないと仕方ないなら事務費をみてほしいとい

う要望をしてはどうかということなんですよ。

なぜかという、調べてみましたら、先ほど4名という話が出ましたが、そのほかにまだもう2名あったんですよ、これはその間に、聞いてみましたら。それは県の福祉事務所が対応しておるんです。なぜかと言うと、関係者が葬儀を、最低限のことをしてくれたと。したがって町に來なかつたんですよ。ということは、本来、福祉事務所がやる仕事なんですよ。だから、そうした関係者がおれば福祉事務所が執行してくれる。おらんというので町に持ってきたんですよ。行旅人とは違ふんですよ。実際に放浪している人ではないんですから。

したがって、県にもっと事務費を請求する必要があるんならね、県も二通りの対応をしているんですから。そこを言いたいです。

それともう一つは、職員に対する処遇なんです、今までこういうことありませんでしたから、やはり職員に対する必要な手当の処遇もしていく必要があるんじゃないかと、こういうことを思いました。

これらについて、突然の提案ですから検討してもらえればいいなと思っておりますから——いろいろ考えて長くなりましたけど、以上、2点です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 電力につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

また、行旅人の方につきましては、県のほうにはよくその辺の事情を話して、そういう事務費的なものがつけられるというのであればお願いしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 予算書の13ページの予防費のところなんです、先ほど町長からも説明がありましたけど、2月の5日に健康保険課長が責任者で、保健センターでこれに対しては対応するという話がございました。

ただ、国会の審議とか夜のニュースを見ても、日に日に話が変わってきて、昨日、河野大臣が言われるのは、来年2月いっぱいには全ての接種が終わるみたいな話で、夏ぐらいには終わるのかなと私は思っていました、随分期間が延びてきている感じがします。

それで、今回、予算は主ところで医療従事者についての接種ということで対応されて、部分的には接種券の発行なんかは全体にかかる話だろうとは思いますが、今の状況のなかで、相当人員的に手を入れていかないと円滑に業務は進まないのではないかという気がしてならないのですが、その辺で町長のほうの人的な体制はどういうふうに考えておられるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。国のほうもまだはっきり決まっていないということ

ですね、私どもも要望としては出しております。一回の接種が2千いくらなので、これで実際できるのかも含めて、実費でもらわないとうちから持ち出しが出るんじゃないかという懸念もありますので、こういうことにつきましてはもう要望を出しています。

また、全国の市町村からもいろんな要望が出ておりますし、知事会も一生懸命、知事会を通じていろんな意見を言ってもらっていますので、これから先、どうなるかわかりませんが、とにかく接種が4月1日以降としか決まっていないうけでございます、その辺も含めて、ちゃんと情報をくれという話は県を通じて国のほうには言ってもらっております。なにせ情報がないとこちらも動けないもので、国からどういう指示が急遽出てくるかわかりませんので、それらを踏まえながら、私どももできるだけの準備はしておこうかなというふうに思っております。

ただ、報道にもあるようにワクチンが実際に入ってくるのかどうかというのも懸念が出ているということでございますので、私どもがどうのこうのいう問題ではないんですけども、国のほうにはとにかく情報をいただきたいということで、その情報に合わせて私どもの準備も慎重に、また、なるべく早く対応できるように準備をしておきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それは情報が不確かな部分というのもありますし、そうだろうとは思いますが、保健センターというのは通常でも一生懸命業務をされて、その上にワクチンの接種という業務が新たに、大変な業務が加わってくるわけなんですけど、その辺が、今の人員で大丈夫じゃないと思うんですよね、どう考えてみても。その辺に対して、ちゃんと人材を手当をする決意があるんですかという話なんですけど、そこをもう一度お願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。人員については、差し向き5名をチームとして任命させていただきましたが、事務量がまだわからないもので、それに応じて、また何人職員を配置するのかというのも考えていきたいと思っておりますし、また、職員だけで対応できない場合もありますので、そのときは会計年度任用職員を雇うことになるかもしれませんが、それは事務量を見てですね、どれだけの人員が必要か、それに応じてちゃんと確保はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 要望ですけど、現場とよく相談して、事務量を勘案しながら必要な人材が揃うように努めていただけたらと思っています。だから臨時だけではなくて、正規の職員も含めてですね、ワクチン接種は一年ですから、一年限りになるのかもしれないですけど、その間だけでも常勤の方が増えるということもあり得ると思いますので、ぜひよろしくお願いま

す。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号「工事請負契約の締結について（変更）平生町新庁舎整備事業」について質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今朝ほどから話もありましたけど、11月の初めぐらいでしたかね、1億9,000万円程度の追加があつて、全体の金額が11億8,134万5,000円になるというような表ももらって説明を受けました。

それから今回追加する部分については、7,205万円というのですが、当初はそれが、その頃の説明ではもう少し高い金額で債務負担行為も設定されたと思うんですけど、今回の補正では2,000円の追加になっているので、全体の金額もその程度増えたということ、いろいろ出入りがあつてそうなったんだろうとは思んですけど、これからも適切に——今、新庁舎の事業費がどの程度になっているというのを資料を含めて出してもらえればと思っています。

これは要望でけっこうです。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号「令和2年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号「工事請負契約の締結について（変更）平生町新庁舎整備事業」を採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中川 裕之君) 起立全員であります。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(中川 裕之君) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。  
これをもって、令和3年第1回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時58分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長            中 川 裕 之

署名議員        中 本 敦 子

署名議員        松 本 武 士